

時評



弁護士
平山知子

私は、2010年3月号に本誌「時評」を書かせて頂いた。テーマは選択的夫婦別姓。1996年に法制審議会が「選択的夫婦別姓と非嫡出子差別撤廃を含む民法改正案」を答申したが、いわゆる日本会議系自民党の反動勢力によって葬り去られたことを嘆き、その後の運動の中で毎年のように改正案が出されていることに触れ、「今度こそ選択的夫婦別姓と非嫡出子の差別撤廃を含む民法改正を、必ず実現したいものである」と結んだ。

あれから11年半。2013年に非嫡出子の差別については、最高裁の違憲判決があり、同年中に、民法は改正された。しかし、選択的夫婦別姓については、2015年12月、そして今年6月にも最高裁判決により合憲(4人の反対意見は秀逸)とされ、未だに実現していない。夫婦同姓を強制している国は、今やこの地球上で日本のみ。

この間、学術会議会員任命拒否に象徴されるように、日本における政治の強権化・反動化は著しい。モリ・カケ・サクラを始め、改ざん・隠蔽・国会への虚偽答弁、また、憲法53条に違反して国会さえ開かないなど、

司法崩壊の源流

政治の腐敗・劣化も目を覆うばかりである。

明文壊憲は何とか阻止し続けているが、安保法制という名の「戦争法」を始め、「特定秘密保護法」「共謀罪」「デジタル監視法」「土地調査規制法」など、戦争ができる国へ国民を縛り付けるための違憲の法整備は、自公政権により(そして維新も含め)、国会で強行突破され続けてきた。しかも、それがことごとく、「日米同盟を強化する」と称するもの、つまり、アメリカの戦争に自衛隊が一体となって参加するための準備体制なのである。為政者が一言「日米同盟を守るためだ!」と叫べば、マスコミも、一切声を上げず、国民も黙り込む。「日米同盟」が、絶対不可侵のものであるかのように、あたかも戦前の「国体」に等しい状況になっている。日米安保体制(今や「日米同盟」なるもの)がいかに、日本の独立と主権を侵害し、憲法体制そのものを凌駕しているかを、論じることさえ少なくなってきたように私には思える。

かつて、1959年・砂川事件伊達判決では、「米軍は違憲」と判断された。当時の通説であった。しかし、最高裁長官・田中耕太郎と日本政府・アメリカのマッカーサー大使らによる密談(評議内容の漏洩という裁判所法違反も含め)が行われ、日米両政府によるあからさまな司法介入によって、これがあつという間に覆された。

最高裁判決で、田中耕太郎は、

「統治行為論」なるものを展開し、下級審での違憲立法審査権の行使を封ずる一方、自らは、日米政府の思い通りに「米軍は合憲」という判断を下したのである。まさに「司法崩壊」というべき歴史的事実であった。

今、各地で起こされている「安保法制違憲訴訟」では、次々と原告敗訴の判決が並ぶ。あれほど明確な違憲立法さえ、「違憲」といえない司法の惨状…。

それは、砂川事件最高裁判決にみる司法崩壊を源流とする、司法の完全な任務放棄であり、「裁判官の独立」そのものが犯されている事態の継続である。

翻って、選択的夫婦別姓に関する最高裁判決も、日本会議系自民党勢力への忖度判決であり、最高裁判事の任命経緯でのアベ政権の慣行違反の介入(日弁連の推薦候補を排除)などを考えると、そういう思想の持ち主でなければ、最高裁判事になれないという状況を表しているのかもしれない。これまた司法崩壊といえる。

総選挙が目前である。幸い、市民連合と立憲野党4党との間で「野党共通政策の提言」が合意された。今、私たちが法律家として、また主権者としてなすべきことは、これを軸に、立憲野党を必ず勝利させ、政権交代をめざすことである。

同時に、最高裁裁判官の国民審査も重視し、その本来のあり方に変える必要があると、私は考えている。

(ひらやま ともこ)